



島根県報

平成19年 7月31日 (火)
号外 第 99 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(経営支援課)

公布された条例等のあらまし

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第67号)

1 規則の概要

- (1) 高度化事業の種類等を改めることとした。(別表関係)
- (2) その他規定の整備

2 施行期日等

公布の日から施行することとし、平成19年 7月 9 日以後に貸付けの決定をした高度化資金から適用することとした。

規

則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 7月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第67号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則(昭和51年島根県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第15条第 1 項第 3 号ロ及びハ」を「第15条第 1 項第 3 号」に改める。

第 3 条第 1 項中「貸付対象施設」の次に「又は基金」を加える。

第15条第 2 項第 1 号及び第17条第 6 号中「、会社整理開始」を削る。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の 1 条を加える。

(貸付金に係る特例)

第21条 別表に掲げる高度化事業のうち、しまね地域資源産業活性化基金事業の貸付金に係る第10条及び第11条の規定の適用については、第10条中「貸付対象施設の整備(取得及び造成を含む。以下同じ。)に要する費用の総額から貸付金相当額を差引いた額以上の額を当該貸付対象施設の整備の契約の相手方に支払った上、中小企業高度化資金交付請求書(様式第 2 号)」とあるのは「中小企業高度化資金交付請求書(様式第 2 号)」と、第11条第 1 項中「費用の支払状況等」とあるのは「その内容」とする。

2 第12条から第14条まで及び前条第 1 項の規定は、しまね地域資源産業活性化基金事業の貸付金については、適用しない。

別表中 「貸付対象施設」を「貸付対象施設又は基金」に改め、同表 1 の項中「第26条」を「第26条第 1 項」に改

め、「事業用施設の復旧」の次に「(以下「災害復旧」という。)」を、「「災害復旧貸付」という。)」の次に「及び事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止(以下「緊急健康被害等防止」という。)」を函る貸付けであって知事が別に定める基準に適合するもの(以下「緊急健康被害等防止貸付」という。)」を加え、「0.80パーセント」を「1.10パーセント」に、「カ 災害復旧」を「カ 災害復旧 緊急健康被害等防止」に改める。

別表14の項中「12の項」を「14の項」に改め、同項を同表16の項とし、同表13の項中「11の項」を「13の項」に、「0.80パーセント」を「1.10パーセント」に改め、同項を同表15の項とし、同表12の項を同表14の項とし、同表11の項中「災害復旧貸付」の次に「及び緊急健康被害等防止貸付」を加え、同項を同表13の項とし、同表10の項を同表12の項とし、同表9の項中「及び災害復旧貸付」を「、災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付」に改め、同項を同表11の項とし、同表8の項高度化事業の内容の欄を次のように改める。

- 政令第2条第1項第2号八からホまでに掲げる事業のうち、次のいずれかに該当するものであって知事が別に定める基準に適合するもの
- (1) 省令第30条第1項第2号の基準に適合する事業
 - (2) 省令第30条第1項第5号の基準に適合する事業
 - (3) 省令第30条第1項第6号の基準に適合する事業
 - (4) 省令第31条第1項第4号の基準に適合する事業
 - (5) 省令第31条第1項第7号の基準に適合する事業
 - (6) 省令第31条第1項第8号の基準に適合する事業
 - (7) 省令第32条の要件に該当し、かつ、省令第33条の基準に適合する事業

別表中8の項を10の項とし、3の項から7の項までを2項ずつ繰り下げ、同表2の項貸付金の額の欄及び利率(年利)の欄を次のように改める。

<p>整備資金の100分の80以内(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、100分の90以内)</p>	<p>1.10パーセント。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が別に定める基準に適合するものは、無利子とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業者の行う事業の内容が次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 公害防止 イ 環境保全 ウ 省資源・省エネルギー エ 製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずるもの オ 災害防止 カ 災害復旧 キ 緊急健康被害等防止 (2) 中小企業者の行う事業が中小企業の振興に係る特定の関係法令の認定又は承認を受けた計画に基づき実施される場合 (3) 事業に参加する者の大部分が小規模事業者である場合
---	---

別表中2の項を3の項とし、同項の次に次のように加える。

4	総合効率化 計画認定グ ループ事業	政令第2条第1項 第1号八に基づく 省令第27条の2の 基準に適合する事 業であって知事が 別に定める基準に 適合するもの	総合効率化計画認 定グループ事業を 実施する総合効率 化事業者（流通業 務の総合化及び効 率化の促進に関す る法律（平成17年 法律第85号）第4 条第1項に規定す る総合効率化事業 者をいう。）で あって知事が別に 定める要件に該当 するもの	総合効率化計画認 定グループ事業の 用に供する土地、 建物、構築物又は 設備	同上	同上	同上	同上
---	-------------------------	---	---	--	----	----	----	----

別表1の項の次に次のように加える。

2	異分野連携 新事業分野 開拓計画認 定グループ 事業	政令第2条第1項 第1号イに基づく 省令第26条第2項 の基準に適合する 事業であって知事 が別に定める基準 に適合するもの	異分野連携新事業 計画認定グループ 事業を実施する中 小企業者等であっ て知事が別に定め る要件に該当する もの	異分野連携新事業 計画認定グループ 事業の用に供する 土地、建物、構築 物又は設備	整備資金 の100分 の90以内	無利子	同上	同上
---	--	--	--	---	------------------------	-----	----	----

別表に次のように加える。

17	しまね地域 資源産業活 性化基金事 業	基金を造成し、そ の運用益により地 域資源産業の活性 化を図るために創 業又は中小企業の 経営の革新を支援 する事業であって 知事が別に定める もの	公益法人等であっ て知事が別に定め る要件に該当する もの	しまね地域資源産 業活性化基金	所要資金 の100分 の100以 内	無利子	10年以 内	10年以 内
----	------------------------------	--	--	--------------------	-----------------------------	-----	-----------	-----------

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、平成19年7月9日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。

